

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第92号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年5月16日（木） 22時25分ごろ
発生場所	香川県土庄町黒埼西北西方沖 土庄町所在の王子前港A防波堤灯台から真方位253° 2.9海里 付近 （概位 北緯34° 27.9′ 東経134° 08.1′）
事故等調査の経過	平成25年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 戎丸、4.9トン えびす KA3-29755（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 第2竹丸、5トン未満 たけ 271-30463岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 船外機に亀裂
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、黒埼西北西方沖を約8ノットの対地速力で自動操舵によって北西進中、船長Aが、周囲には船舶がないものと思い、魚の選別作業を行っていたところ、平成25年5月16日22時25分ごろA船の右舷船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、黒埼西北西方沖で船首を北東方に向けて錨泊中、船長Bが、灯火を表示しているため、他船が避けてくれるものと思い、下を向いて釣りの後片付けを行っていたところ、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし
その他の事項	A船は、マスト灯、両舷灯、船尾灯及び作業灯の灯火をそれぞれ表示していた。 B船は、船首から約5kgの錨を投下してロープを約8m伸出し、船外機を停止していた。 B船は、白色全周灯及び作業灯の灯火をそれぞれ表示していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、黒埼西北西方沖を北西進中、船長Aが、周囲には船舶がないものと思い、魚の選別作業を行い、見張りを行っていなかったことから、A船とB船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、黒埼西北西方沖で錨泊中、船長Bが、灯火を表示しているので、他船が避けてくれるものと思い、下を向いて釣りの後片付けを行い、見張りを行っていなかったことから、B船とA船とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、黒埼西北西方沖において、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時見張りを行うこと。 ・錨泊中であっても、周囲の見張りを行うこと。